

ふくしま観光復興人材育成事業（浜通り地域（ホープツーリズム）観光商品開発技術研修）業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

学生が主体的に浜通り地域の住民から情報を得ながら、観光資源を発掘し磨き上げる体験を通してその手法を学び、新たな観光商品開発を実践するなどの実施研修を通して、浜通り地域への誘客に繋げることができる観光商品開発技術の向上を図り、ウィズコロナ、アフターコロナの状況下において活躍できる観光人材の育成を目指す。

2 事業内容

(1) 対象事業

ふくしま観光復興人材育成事業（浜通り地域（ホープツーリズム）観光商品開発技術研修）

(2) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和4年10月31日（月）までの期間

(4) 委託費の上限

3,014,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしているものとします。

ア 旅行業法に基づく旅行者であること。（委託先が旅行業登録をしている旅行者と連携して実施する場合を含む。）

イ 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生法手続開始の申立てをしている団体若しくは申立てがなされている団体にあつては、当該手続の開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。

オ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

カ 募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない団体であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2

条第 1 項第 2 号) の規定によるもの)、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県立テクノアカデミー会津(以下、「本校」という。)のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、本校の窓口又は郵送等での配付は行いません。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

なお、本企画プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

(1) 受付期限

令和 4 年 6 月 3 日(金) 17 時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第 1 号様式)により、本校宛に郵送、持参、FAX 又は電子メールにより提出してください。電子メールの件名は「滞在型観光商品開発技術研修に関する質問」とし、郵送、FAX 及び電子メールの場合は電話にて送付した旨お知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本校のホームページに随時公表します。(個別の回答は行いません。)

5 参加表明書の提出

企画提案に参加する意思のある者は、「参加表明書」(第 2 号様式)を提出期限までに「10 問合せ先及び各種書類の提出先」に提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限: 令和 4 年 6 月 13 日(月) 17 時まで(必着)

(2) 提出方法: 郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の 8 時 45 分から 17 時までです。

6 企画提案書等の提出

企画提案に参加する意思のある者は、「5 参加表明書の提出」を行った上で、企画提案書等を提出期限までに「10 問合せ先及び各種書類の提出先」に提出してください。

(1) 提出期限: 令和 4 年 6 月 20 日(月) 17 時まで(必着)

(2) 提出方法: 郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の 8 時 45 分から 17 時までです。

(3) 提出書類

- ア 企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。）
- イ 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。）
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- エ 会社概要（第3号様式）
- オ 業務実施体制書（第4号様式）
- カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

(4) 提出部数

ア～オ・・・6部（正本1部、副本5部）、カ・・・1部（正本1部）

7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

企画提案参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

企画提案に要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

8 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、本校はこれを書面審査により総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査基準等

評価は審査委員1人当たり100点を満点とし、評価点平均60点を企画採用基準点として、評価点平均60点以上で審査委員の評価点の合計が最も高い提案者を随意契約の契約予定者とします。その際、同評価点の提案者が複数あった場合は、低価格者に決定することとします。

なお、企画提案書提出事業者が1事業者のみである時は、審査委員の評価点平均が60点以上となった場合に、参加業者を最良の企画提案者として単独随意契約の予定相手方とします。

ア 審査基準等

【審査基準及び配点】

審査項目		評価基準	配点
業務遂行			
能力等	業務体制	・各業務の遂行に十分な体制が組みられているか。	10点
	スケジュール	・業務が円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。 ・進行管理体制は適切か。	10点
	業務実績	・本業務に近い内容の業務の受注実績があるか。 若しくは、特筆すべき業務成果はあるか。	10点
企画提案			
内容	実施方針 (業務理解)	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10点
	企画提案 (企画性①)	・先進的な取組を行っている、魅力ある研修先が選定されているか。	15点
	企画提案 (企画性②)	・研修プログラムは、学生が習得するのに効果的な内容となっているか。	15点
	企画提案 (企画性③)	・事業成果を周知するための手法が具体的に提案されているか。	10点
	企画提案 (独創性)	・仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	15点
	業務経費	・業務経費は適正であるか。	5点
合 計			100点

【評価方法】

- ・ 審査項目ごとに評価点を付す。
- ・ 評価基準は以下のとおりとする。

評価点			評価
15点満点	10点満点	5点満点	
15～13	10～9	5	優れている
12～10	8～7	4	やや優れている
9～7	6～5	3	普通
6～4	4～3	2	やや劣る
3～1	2～1	1	劣る

【評価点の算出式】

- ・ 評価する審査委員の評価点の合計点数とする。

イ 通知等

① 審査結果

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

② 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して10日（土曜日及び日曜を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

ウ 契約の締結等

① 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と本校が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

② 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託費の上限を超えない額とします。

③ その他

業務委託予定者と本校との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

④ 新型コロナウイルス感染症の影響について

企画プロポーザル開催後、契約候補者に選定された場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響により契約締結に至らない場合があります。

契約締結後、新型コロナウイルス感染症の影響により仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがあります。

9 スケジュール

令和4年5月31日(火)	プロポーザル実施要領の公表
令和4年6月3日(金) 17時まで	質問書の提出期限
令和4年6月8日(水) 17時まで	質問書への回答
令和4年6月13日(月) 17時まで	参加表明書の申込期限
令和4年6月20日(月) 17時まで	企画提案書等の提出期限
令和4年6月24日(金)以降	審査結果の通知
令和4年6月下旬以降	契約締結

10 問合せ先及び各種書類の提出先

〒969-3527 福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地
福島県立テクノアカデミー会津(担当:長尾)

電話:0241-27-3221

FAX:0241-27-3312

E-Mail:aizu-ta@pref.fukushima.lg.jp